**長野県告示第274号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年6月1日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

蓼科232、蓼科233、蓼科234、蓼科235、蓼科236、蓼科237、蓼科238、蓼科240、蓼科中央高原21、蓼科中央高原22、玉川20及び玉川21

2 指定の区域

茅野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第275号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年6月1日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

蓼科232、蓼科233、蓼科234、蓼科235、蓼科236、蓼科237、蓼科238、蓼科240及び蓼科中央高原21

2 指定の区域

茅野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第276号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年6月1日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

丸生戸川1、蓼科四沢1及び糸萱沢

2 指定の区域

茅野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第277号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年6月1日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

丸生戸川1、蓼科四沢1及び糸萱沢

2 指定の区域

茅野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第278号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の18第1項の規定により、指定確認検査機関として次のとおり指定しました。

平成27年6月1日

長野県知事 阿部守一

1 指定確認検査機関の名称及び住所

一般財団法人長野県建築住宅センター

長野市篠ノ井御幣川306番地1

2 指定の区分

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号及び第9号から第14号までに掲げる区分

3 業務区域

長野市、松本市、上田市、須坂市、塩尻市、千曲市、東御市、安曇野市、小県郡、埴科郡及び上高井郡の全域

4 確認検査の業務を行う事務所の所在地

長野市篠ノ井御幣川306番地1、長野市大字鶴賀緑町1605番地14、松本市大字島立988番地1及び上田市天神4丁目17番3号

建築住宅課

長野県告示第279号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項及び第77条の35の8第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関として次のとおり業務を委任しました。

平成27年 6 月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人長野県建築住宅センター
長野市篠ノ井御幣川306番地 1
- 2 業務区域
長野県の全域
- 3 業務を行う事務所の所在地
長野市大字鶴賀緑町1605番地14
- 4 委任した業務
建築基準法第6条の3第1項及び第18条第4項の規定による構造計算適合性判定の業務
- 5 業務の開始日
平成27年 6 月 1 日

建築住宅課

長野県告示第280号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成27年 5 月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成27年 6 月 1 日

長野県知事 阿 部 守 一

売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
株式会社 Obten ir	大町市平5419－ 7	大町市大町5926－1 ファミリーマート大町大原店

会 計 課

長野県飯田建設事務所告示第 6 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年 6 月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年 6 月 1 日

長野県飯田建設事務所長 水 間 武 樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 152号
- 3 道路の区域

区 間	新旧 別	敷地の幅員	延 長
飯田市南信濃八重河内216番の4地先から 飯田市南信濃八重河内302番の23地先まで	旧	m 4.5～8.0	km 0.2799
同 上	新	4.5～8.0	0.2799
		7.0～22.0	0.2720

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第 1 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年 6 月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年 6 月 1 日

長野県須坂建設事務所長 藤 池 弘

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路 線 名 須坂中野線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧 別	敷地の幅員	延 長
上高井郡高山村大字高井字千本松前6415番の1地先から 上高井郡高山村大字高井字千本松前6416番の3地先まで	旧	m 7.2～7.8	km 0.0410
同 上	新	10.0～10.8	0.0410

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路 線 名 須坂中野線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧 別	敷地の幅員	延 長
上高井郡高山村大字高井字汲畠581番の1地先から 上高井郡高山村大字高井字汲畠669番の1地先まで	旧	m 7.4～10.7	km 0.1133
同 上	新	7.5～13.5	0.1133

- 3(1) 道路の種類 県道
- (2) 路 線 名 豊野南志賀公園線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上高井郡高山村大字奥山田字鎌田3374番の1地先から 上高井郡高山村大字奥山田字鎌田3380番の3地先まで	旧	8.5～16.6	0.1784
同 上	新	9.4～18.8	0.1784

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成27年6月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年6月1日

長野県飯田建設事務所長 水 間 武 樹

- 1 路 線 名 152号
- 2 供用を開始する区間
飯田市南信濃八重河内216番の4地先から
飯田市南信濃八重河内302番の23地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成27年6月1日

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

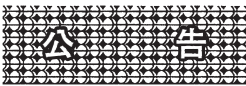
その関係図面は、告示の日から平成27年6月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年6月1日

長野県須坂建設事務所長 藤 池 弘

- 1(1) 路 線 名 須坂中野線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字高井字千本松前6415番の1地先から
上高井郡高山村大字高井字千本松前6416番の3地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成27年6月1日
- 2(1) 路 線 名 須坂中野線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字高井字汲畠581番の1地先から
上高井郡高山村大字高井字汲畠669番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成27年6月1日

道路管理課



公告

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第8条第1項の規定により指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の指定をしたいので、同条第2項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供します。

平成27年6月1日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定希少野生動植物として指定しようとする動物（1種）

種の名称	指 定 の 理 由
アカハネバツタ	草原に生息する種で、県内では約50年ぶりに、国内でも約30年ぶりの生息確認を受け、2015年長野県版レッドリストで絶滅から絶滅危惧Ⅰ類にランクを変更した。 本種は捕獲のために海外渡航する愛好家がいるほど人気の高い種であり、国内での発見に伴う高い捕獲圧が想定されることから、特に捕獲による絶滅の危険性から緊急に保護を図る必要があるため。

- 2 特別指定希少野生動植物として指定しようとする動物（1種）

種の名称	指 定 の 理 由
アカハネバツタ	草原に生息する種で、県内では約50年ぶりに、国内でも約30年ぶりの生息確認を受け、2015年長野県版レッドリストで絶滅から絶滅危惧Ⅰ類にランクを変更した。 本種は捕獲のために海外渡航する愛好家がいるほど人気の高い種であり、国内での発見に伴う高い捕獲圧が想定されることから、特に捕獲による絶滅の危険性から緊急に保護を図る必要があるため。

- 3 指定の案の縦覧場所

長野県環境部自然保護課、長野県佐久地方事務所、長野県上小地方事務所、長野県諏訪地方事務所、長野県上伊那地方事務所、長野県下伊那地方事務所、長野県木曽地方事務所、長野県松本地方事務所、長野県北安曇地方事務所、長野県長野地方事務所及び長野県北信地方事務所

- 4 意見書の提出

1及び2の指定に係る利害関係人は公告の縦覧期間満了の日（公告した日から起算して14日を経過する日）までの間、知事に対して意見書を提出することができます。

提出先 長野県環境部自然保護課

自然保護課

公告

平成27年5月27日、長野市浅河原土地改良区の定款変更を認可しました。

平成27年6月1日

長野県知事 阿 部 守 一

農地整備課